



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 23 日

天栄村長 添 田 勝 幸



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

天栄村全域

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

平成 31 年 4 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個 人	156 経営体 (うち認定農業者 152 経営体)
法 人	2 経営体 (うち認定農業者 2 経営体)

○地域における担い手の確保状況

担い手はいるが十分ではない

4. 農地中間管理事業の活用方針

地域内の分散錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに農地の集約化を図るとともに、離農や規模縮小等する農家に対してメリットが受けられるようとする。

また、農業委員会と連携して耕作放棄地や遊休地化を防止する。

5. 地域農業の将来のあり方

(1) 生産品目の明確化

- ① 米…農地集積を促進し、担い手農家の規模拡大を進めることに加え、飼料米、業務用米、備蓄米等の生産により経営の安定を図る。また、慣行栽培から段階的に特別栽培へシフトし付加価値化をめざす一方、自動灌水またはプール育苗、側条施肥、機械の共同利用等により省力化・低コスト化を進める。
- ② 露地野菜…きゅうり、なす、ねぎ、アスパラガス、にら、ヤーコン、にんにくを推進品目と位置づけ、稲作との複合経営により所得の安定に努めると共に、エコファーマーの取得、栽培技術の向上や新たな栽培方法の導入等を図り、品質及び

収穫量の向上をめざす。

- ③ 施設野菜…トマト、きゅうり、ほうれんそう、にらを推進品目と位置づけ、稲作及び露地野菜との複合経営により所得の安定に努めると共に、栽培技術の向上を図り、品質及び収穫量の向上をめざす。
- ④ 果樹…りんご、もも、うめを推進品目と位置づけ、加工・直販などの6次産業化の取組を促進し、生産量の拡大をめざす。
- ⑤ 花木・花卉…消費者ニーズに合わせた品目を選定し、販路の多様化を進めながら、安定的な収益の確保をめざす。
- ⑥ 畜産…牛（繁殖、肥育）、豚を推進作目と位置づけ、技術の向上に努めてブランド化をめざすと共に、飼料用作物の増産、稻わらの有効利用、糞等の堆肥への活用等の耕畜連携により、地域循環型農業を進める。
- ⑦ 林用特産物…しいたけ、たらのめ、ふきのとう、うどを推進品目と位置付ける。菌床しいたけは、断熱ハウスの導入等により品質・収量の安定に努めることに加え、原木しいたけは、放射能検査の状況を見極めながら将来的に産地の再生をめざす。たらのめ、ふきのとう、うどは、施設園芸による冬場の戦略作物として生産量の拡大をめざす。

## （2）複合化

地域の基幹となる稲作に加え、露地野菜または施設野菜を新たに導入することで、複合化を進め、農業経営の安定と生産者所得の向上に努める。露地野菜は、きゅうり、なす、ねぎ、アスパラガス、にら、ヤーコン、にんにく、施設野菜はトマト、きゅうり、ほうれんそう、にらを推進品目と位置づけ、「米+αの複合経営」を進める。

また、年間の作業効率に考慮しながら、米+露地野菜+施設野菜等の複合経営にもチャレンジする。なお、施設園芸においては、たらのめ、ふきのとう、うどの林用特産物の導入も検討する。

## （3）6次産業化

現在生産者が取り組んでいるりんごやうめの加工（ジュース、梅漬け）や、農商工連携により商品化したヤーコンの梅酢漬やキムチ、きゅうりの漬物等の加工品の製造・販売体制を強化する。また、上記にかかげた推進品目を中心に、隨時加工事業に取り組み、生産者所得の向上をめざす。

外食産業との契約栽培や、地域での農産物直売所やスーパー等への直売、ネット販売等販路の多角化にも取り組み、経営の安定につなげる。

## （4）高付加価値化

米においては、食味・品質の向上を進めることに加え、慣行栽培から特別栽培、さらには有機栽培への移行を段階的に進め、付加価値化をめざす。特に、現在「天栄米栽培研究会」が取り組んでいる「天栄米」「極献上」等のブランド化をさらに進めることで、米の産地としての認知向上をめざす。

野菜については、エコファーマー基準での栽培方法を普及させると共に、品目に

よっては特別栽培にもチャレンジする。

さらに、「環境王国」の第1号として指定されたことを踏まえ、豊かで美しい自然環境のもと、村民全員で維持・保全活動に取り組んでいる産地であることを広く情報発信し、地域で生産される農畜産物全体のブランド力の底上げを図る。

#### (5) 新規就農の促進

基幹品目である米では「天栄米栽培研究会」等の生産組織やライスセンターの共同運営や機械の共同利用に取り組む集落営農組織、きゅうりでは出荷組合等、新規就農者の受け皿となる組織を強化することで、新規就農を促進する。

また、地域や農業委員会による農地のあっせん・調整を図ることに加え、新規就農給付金や農の雇用制度等国や県の事業を活用して、新規就農に向けた環境を整備する。

#### (6) その他

機械・施設の共同利用、農作業の共同化、経理の一元化などを行う集落営農を推進することで、省力化・低コスト化を実現する。

また、専業農家や集落営農組織の法人化を推進し、経営規模の拡大と経営内容の高度化を図ると共に、新規就農者の受け皿としての機能を強化する。

### 6. その他

「人・農地プラン」は、次の事案等が発生した場合、隨時変更することとします。

- ・新規認定農業者等新たに「地域の中心となる経営体」となるとき。
- ・新規就農者が出てきたとき。
- ・集落営農・法人を立ち上げ中心となる経営体となるとき。
- ・プランの内容が地域の実情と合わないとき。